

法制事務のデジタル化検討チーム での検討結果

令和4年5月20日

デジタル庁

デジタル原則に基づく規制の総点検を通じて見えてきつつある課題

デジタル原則適合性の自律的・効率的な確認体制・プロセスの構築

- ・ 既存法令（ストック）の点検
- ・ 新規法令等（フロー）のデジタル原則適合性確認
- ・ テクノロジー進化にあわせた法令の随時アップデート

デジタル原則への適合性確認を自律化・効率化すべく、政府でリーガルテックを導入しうる局面を特定し、必要な体制・プロセス・インフラを構築できないか

法令等のデジタル正本の提供

- ・ 法令のデジタル正本（「改め文」を溶け込ませた改正後の法文）の公布方法や時期についての法的根拠は存在しない
- ・ 法制執務業務支援システム（e-LAWS）はあるが、公布日に確実に確認できるのは官報に掲載された「改め文」のみ（省令は新旧対照表も）

法令等は、一定の範囲については国が責任をもって公布と同時に正確なデータを整備・提供すべきではないか

国民がより自由かつ民主的にルールや規律にアクセスできる環境の構築

- ・ 社会においてルール／規律として機能しているのは必ずしも法令（法律・政省令）に限らず、全体像の把握が困難

国が公共財としてデジタル形式で提供すべき範囲を整理・確定し、その他は民間サービスと連携する等により、ルール・規律へのアクセシビリティを強化できないか

法律、政令、省令

告示、通知・通達、事務連絡
指針・ガイドライン、解釈文書、
Q&A、書式・様式等

独立行政法人、法令認定団体等が
定める規則、ガイドライン等

自主規制団体による標準モデル、
民間団体による標準、技術規格等

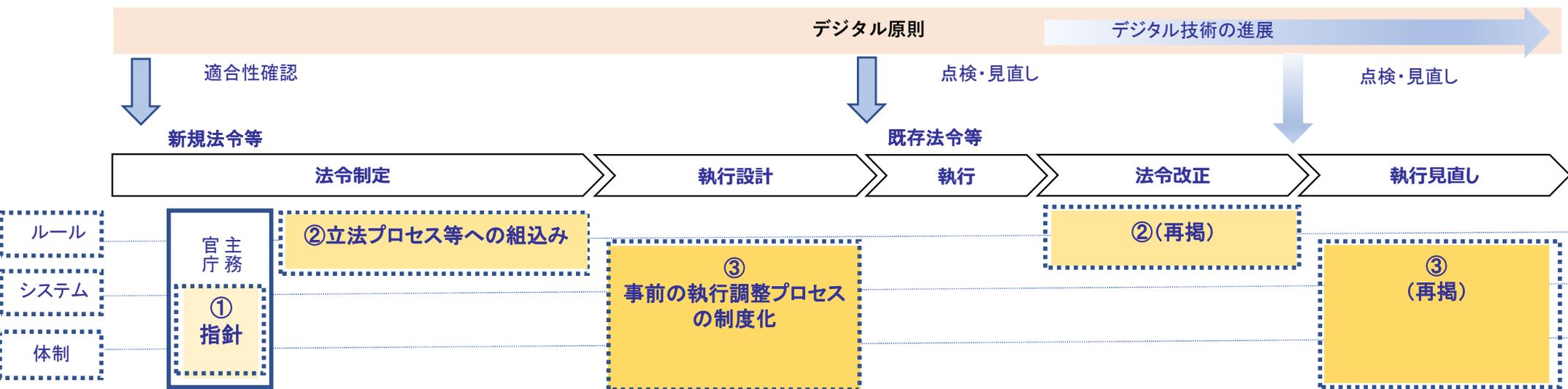
条例、最高裁規則、議院規則等

法制事務のデジタル化に向けた取組

法令等のデジタル原則適合性を自律的かつ効率的に確認できる体制及びプロセスの構築を目指す

具体的な方向性

- 1 具体的な指針の策定を行う**
 - ✓ 政策企画の早い段階から各府省庁が自律的に考慮できる指針をデジタル庁が策定
 - ✓ 指針の策定/改定に際しては、公の会議体で議論
- 2 デジタル原則適合性確認プロセスを立法プロセス等へ組み込む**
 - 【新規立案】
 - ✓ 法律案・政令はデジタル庁が主体的に確認（内閣法制局予備審査前を想定）
 - ✓ 省令以下は各府省が決定前に確認（パブリックコメント前を想定）
 - 【既存法令】
 - ✓ 技術の進展、国民の要望、執行状況等を踏まえ公の会議体による検討を経てデジタル庁が点検
 - 【税関係法令等の取扱い、規制の政策評価等の既存の取組との連携】
 - ✓ 詳細設計に際し検討
- 3 執行調整プロセスを制度化する**
 - ✓ 各府省が執行に向けたシステム、手続フロー、体制を事前にすりあわせるプロセスを設計・制度化



法制事務のデジタル化に向けた取組

法令データのデジタル正本（最新版の公式法令データベース）の提供体制の確立を目指す

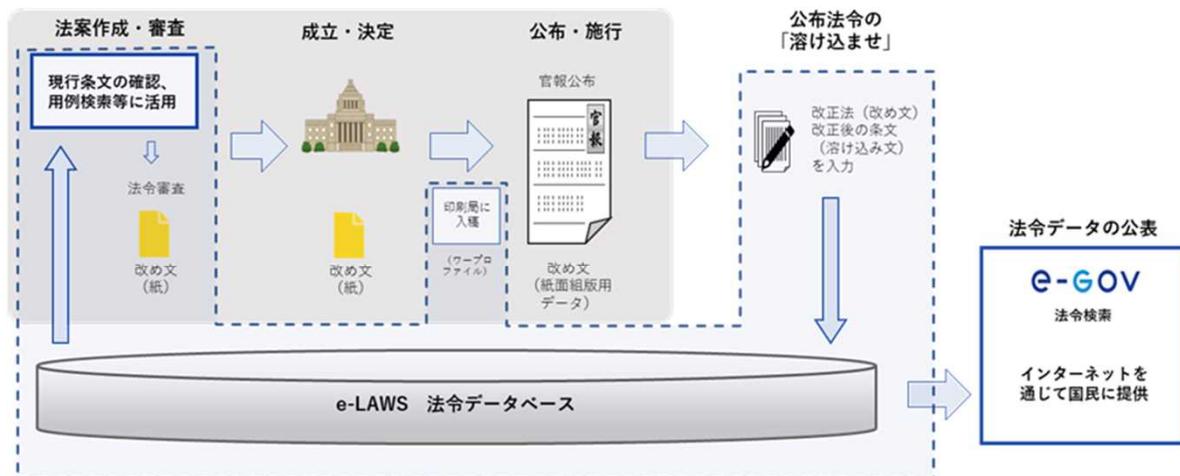
具体的な方向性

① 法制事務に係る調査を行う

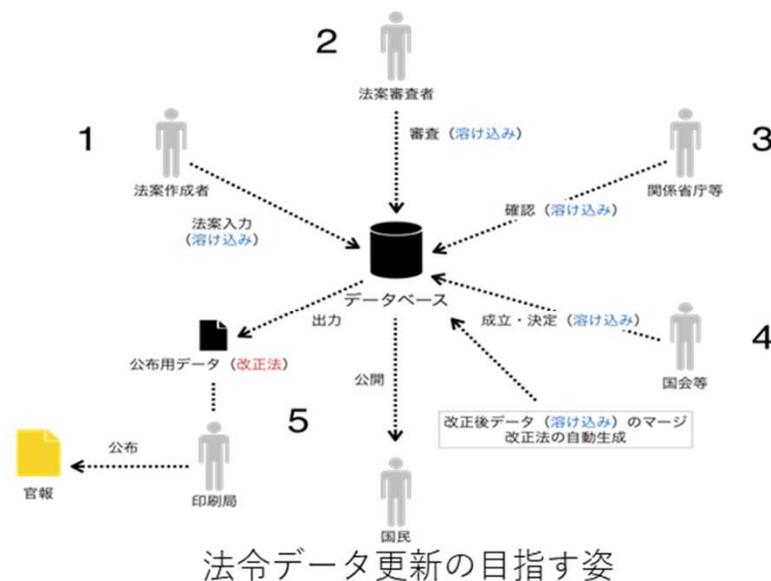
- ✓ 法制事務の誤りを防止し効率化を図るために、法制事務のプロセスを法令データベース中心に行う
- ✓ データベースの直接更新に必要な改正手法等の整理検討を行う

② 法令等のデジタル正本が常に参照できる環境を構築する

- ✓ e-LAWSの機能拡充を行う
- ✓ 改正後の条文データの直接編集及び改正法案の自動作成を可能とする
- ✓ 官報フォーマットとの連携（データ共通化）を検討する
- ✓ 正確かつ最新の法令データを使いやすい形で迅速に提供（法令公布即時）する
- ✓ 条文の複雑な箇所も法令データにアノテーション情報を付加することで利用価値を向上させる



※ 法令案作成・審査～公布・施行までの間は法令データベース外で作業等が行われており、法令データベースへの反映のための溶込せ（手間）が不可避



法制事務のデジタル化に向けた取組（工程表）

デジタル臨時行政調査会作業部会法制事務のデジタル化検討チームを引き続き活用し、法制事務のデジタル化に向けた取組を行っていく

	2022/R4年度	2023/R5年度	2024/R6年度	2025/R7年度	TODO
	集中改革期間（3年程度）				
デジタル臨調					
①具体的な「指針」の提示	デジタル庁にて素案作成	公の会議体で議論 R5夏：指針の策定			<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁にて素案の作成を行う 公の会議体で議論し、令和5年度夏に指針を策定する
②立法プロセス等への組み込み	重点計画 → 詳細設計	新規法令 R6常会提出法案のうちから確認 既存法令 技術動向・要望の把握	順次対象拡大 公の会議体で議論	本格実施	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度内に取組みの詳細設計を実施する 令和6年常会提出法律案のうちから確認を試行的に先行して行う 技術動向・要望を踏まえたテクノロジーマップの最新化を継続する 公の会議体にて検討する 等
③執行調整プロセスの制度化	重点計画	指針／整備方針に盛り込み			<ul style="list-style-type: none"> 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」や「指針」においてプロセスを明確化
他、体制整備等	概算要求・機構定員要求等				<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁の体制整備
①法制事務に係る調査	改正手法等の整理検討				<ul style="list-style-type: none"> データベース更新のために必要な条件を表している改正手法等の整理検討 等
②法令等のデジタル正本が常に参照できる環境を構築する	実証実験の前提となるシステムの要件定義・技術検討	機能実装 実証実験のためのプロトタイプ機能実装	政省令レベルで案文作成～入稿～公布までの流れを実証実験		<ul style="list-style-type: none"> 改正手法等の整理検討を踏まえたデータ構造の検討及びエディタ開発を行う デジタル庁を中心に、関係機関の協力や外部有識者の知見を得ながら、アジャイルなプロセス（反復）で実証実験を実施する 各府省で法令案作成・審査を担当する主体からフィードバックをもらう 等

法令等のデジタル原則適合性の体制及びプロセス構築

法令データのデジタル正本の提供体制の確立